ホテルテキスト 宿泊 I フロント・オフィス編 追補情報

HH0161, HH0171

- (1) 平成 28 年 11 月の税制改正により、消費税の引き上げ時期が、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に変更されました。
- (2) 平成 16 年 4 月から、消費者に対する「値札」や「広告」などにおいて価格を表示する場合には、消費税相当額(含む地方消費税相当額。以下同じ)を含んだ支払総額の表示を義務付ける「総額表示方式」(平成 25 年法律第 41 号)が実施されています。これに関しては、消費税法に規定する総額表示義務の特例として、平成 25 年 10 月 1 日から、平成29 年 3 月 31 日までの間、一定の場合には税込価格を表示することを要しないものとされていました。しかし、その後、平成27 年 4 月 1 日、平成28 年 11 月 28 日の改正により、この特例の失効日が平成33 年 3 月 31 日までに変更となりました。
- (3) これまで東京都だけで導入されていた宿泊税が、平成29年1月1日より大阪府にも導入されました。

これらの変更に伴い、『ホテルテキスト 宿泊 I フロント・オフィス編』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。以下の対応表をご参照いただき、内容を置き換えて学習を進めて下さい。

該当箇所	テキスト内容	置き換え内容
P87 4.(2)消費税 3 行目	〜しかし、 <u>平成 29 年 4 月</u> 以後 10% (国税 7.8%、地方税 2.2%) へ消費税率引き上げが 予定されている。	〜しかし、 <u>平成31年10月1日</u> 以後10%(国税7.8%、地方税2.2%)〜消費税率引き上げが予定されている。
P88 3 行目	しかし、消費税率の引上げに際し、事業者は、 自己の供給する商品又は役務の価格を表示 する場合において、平成25年10月1日か ら <u>平成29年3月31日</u> までの間、~	しかし、消費税率の引上げに際し、事業者は、自 己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合 において、平成 25 年 10 月 1 日から <u>平成 33 年 3</u> <u>月 31 日</u> までの間、~
P88 ※宿泊税	東京都で平成 14 年 10 月から施行された税で、東京都内のホテル・旅館への宿泊者が課税対象となる。現在わが国では東京都だけであるが、海外では観光事業などの財源として活用されている。 ・1 人当たり宿泊料金1万円以上1万5千円未満…宿泊税100円・1 人当たり宿泊料金1万5千円以上…宿泊税200円	東京都で平成 14 年 10 月から、大阪府で平成 29 年1月から施行された税で、東京都内・大阪府内のホテル・旅館への宿泊者が課税対象となる。平成 29 年 1 月現在、わが国では東京都と大阪府だけであるが、観光事業などの財源として活用されている。 東 1人当たり宿泊料金 税率 1万円以上1万5千円未満 100円 都 1万5千円以上 200円 大 阪府 市 1万円以上1万5千円未満 100円 1万5千円以上2万円未満 200円 2万円以上 300円

※最新の情報はウイネットホームページ(http://wenet.co.jp)で公開しております。 「商品カテゴリー]→[ホテル・ブライダル]を選択し、該当書籍の詳細ページをご確認ください。

株式会社ウイネット